

身体拘束^{ゼロ}を目指して



身体拘束の弊害 (厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」より)

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、高齢者のQOL（生活の質）を根本から損なう危険性を有しており、

- ①身体的弊害（関節の拘縮、筋力低下、食欲の低下等）
- ②精神的弊害（人間の尊厳の侵害、認知症の進行、家族の罪悪感、職員の士気の低下等）
- ③社会的弊害（介護保険施設等に対する社会的な不信・偏見、医療の増加による経済的損失等）を招く恐れがあることから、平成12年4月に施行された介護保険制度においては原則として禁止されています。

「サービスの提供に当たっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」

介護保険法第87条（指定介護老人福祉施設の基準）の「指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）の第12条（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）の第4項（介護老人保健施設省令第40号、介護療養型医療施設省令第41号においても同様）

